

年収160万円

—— 中小企業の経理担当者向け ——

の壁

年末調整
＼ 突破 /
ガイドブック

103万円の壁→

160万円の壁の意味がわかる

特定親族特別控除の意味、

扶養控除との違いがわかる

所得控除の変更がわかる





はじめに

令和7年度税制改正により、それまで定着していた103万円の壁が崩れ、160万円の壁となりました。また、特定親族特別控除という新しい制度も作られました。いずれも、令和7年分の所得税から適用されます。また、令和8年以降の年末調整にも影響します。そのため、経理担当者は、令和7年の年末調整が始まる前から準備をしておいたほうがいいのです。

- このガイドブックでわかること
このガイドブックを読めば、次のことがわかるようになります。

103万円の壁→160万円の壁の意味がわかる

特定親族特別控除の意味、扶養控除との違いがわかる

所得控除の変更がわかる

CONTENTS

第1章 年収160万円の壁とは? ————— 4

「年収160万円の壁」への引き上げの背景と中身を確認	4
1. 基礎控除の引き上げ	5
2. 基礎控除の上乗せ制度の創設	6
3. 給与所得控除の最低保障額の引き上げ	7
「年収160万円の壁」対応時期	8

第2章 新制度! 特定親族特別控除とは? ——— 9

特定親族特別控除とは? 創設の背景を確認	9
要件	10
実施時期	14

第3章 所得控除の所得要件の変更 ——— 15

配偶者(特別)控除	15
扶養控除	15
障害者控除	15
ひとり親控除	15
寡婦控除(離婚)	15
勤労学生控除	16
適用時期	16

第4章 令和7年分以降でも変わらない点 17

配偶者特別控除の上限は変わらない	17
所得控除額は変わらない	17
住民税の非課税給与は「これまでの非課税所得額+65万円」 になる	18

第5章 令和7年分以降、 間違いやすいポイント ————— 19

基礎控除の上乗せは年末調整でも所得制限あり	19
特定親族特別控除は扶養控除とちがう	19
特定親族特別控除を受けると、 ひとり親控除と寡婦控除はなくなる	20

第6章 年末調整の実務のポイント ————— 21

年末調整の流れ	21
年末調整の必要書類	22
令和7年以降の年末調整の実務で意識すべきポイント	23
家族の稼ぎがバイト・パートとは限らない	24
基礎控除の上乗せに注意	24
所得金額調整控除に注意	24
役員・従業員へのアナウンスと対応	25

第7章 令和9年分以降の変更点と注意点 27

第1章 年収160万円の壁とは？



「年収160万円の壁」への引き上げの背景と中身を確認



給与所得控除後の所得（課税所得）が160万円を超えると、所得税と住民税がかかります。



給与所得控除後の所得（課税所得）が160万円を超えると、所得税と住民税がかかります。

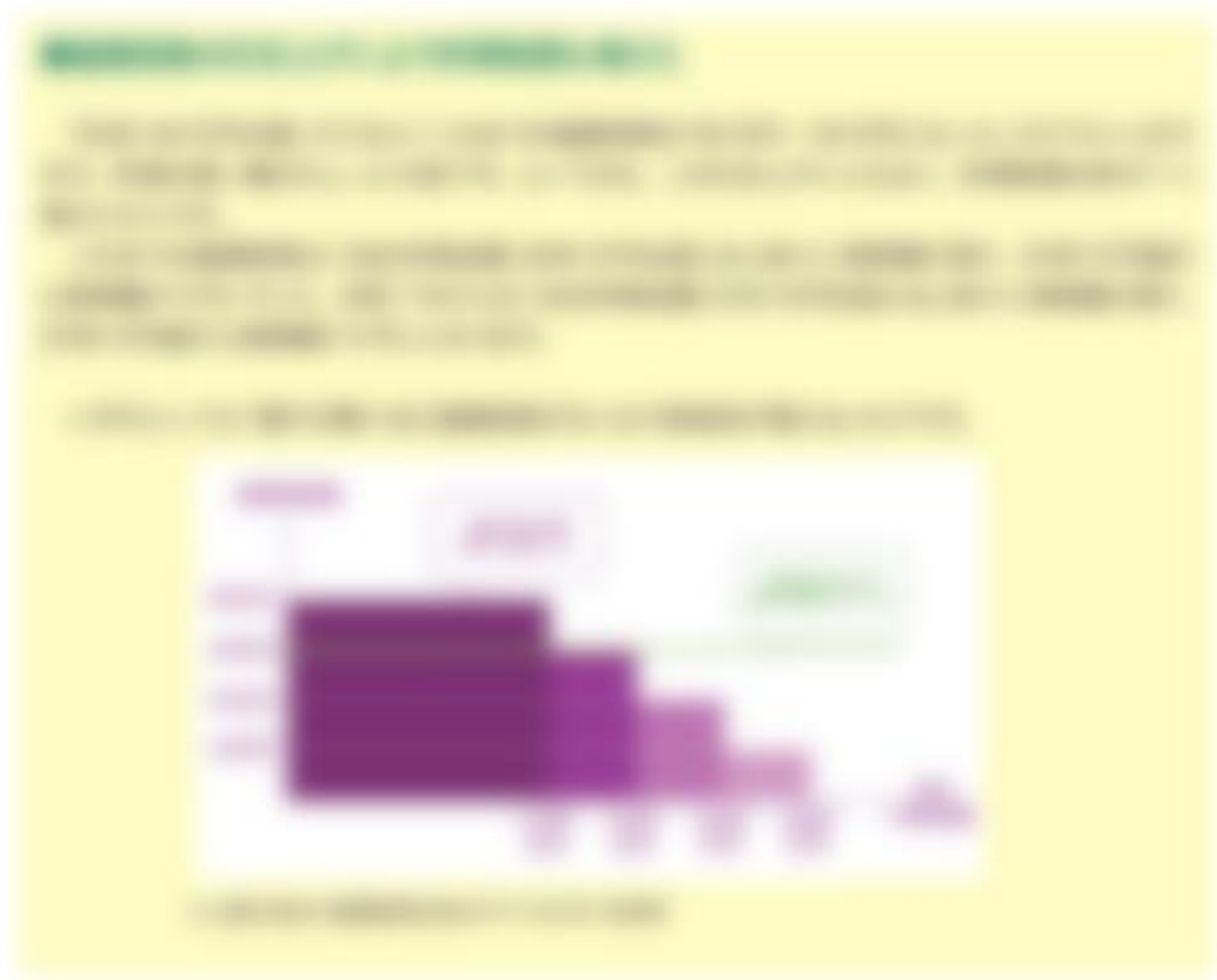
給与所得控除後の所得（課税所得）が160万円を超えると、所得税と住民税がかかります。

給与所得控除後の所得（課税所得）が160万円を超えると、所得税と住民税がかかります。

1. 基礎控除の引き上げ



給与所得控除後の所得（課税所得）が160万円を超えると、所得税と住民税がかかります。



2. 基礎控除の上乗せ制度の創設



給与所得控除額の算出方法

給与所得控除額の算出方法

給与所得	給与所得控除額	給与所得	給与所得控除額
100万円	25万円	1,000万円	250万円
200万円	50万円	2,000万円	500万円
300万円	75万円	3,000万円	750万円
400万円	100万円	4,000万円	1,000万円
500万円	125万円	5,000万円	1,250万円
600万円	150万円	6,000万円	1,500万円
700万円	175万円	7,000万円	1,750万円
800万円	200万円	8,000万円	2,000万円
900万円	225万円	9,000万円	2,250万円
1,000万円	250万円	10,000万円	2,500万円

給与所得控除額は、給与所得の金額に応じて算出されます。給与所得が100万円を超え、1,000万円以下の場合、給与所得の金額に25%を乗じた額が給与所得控除額となります。給与所得が1,000万円を超える場合は、250万円が給与所得控除額の上限となります。

3. 給与所得控除の最低保障額の引き上げ



給与所得控除額は、給与所得の金額に応じて算出されます。給与所得が100万円を超え、1,000万円以下の場合、給与所得の金額に25%を乗じた額が給与所得控除額となります。給与所得が1,000万円を超える場合は、250万円が給与所得控除額の上限となります。



「年収160万円の壁」対応時期

「年収160万円の壁」は、2019年10月1日より適用される。この壁を越えると、住民税や社会保険料が増える。また、住民税は翌年10月1日より適用される。

住民税
住民税は、前年12月31日現在の所得に基づいて算出される。2019年10月1日より、年収160万円を超えると、住民税が増える。

社会保険料
社会保険料は、年収160万円を超えると、保険料が増える。これは、国民健康保険や国民年金に適用される。

まとめ
「年収160万円の壁」は、2019年10月1日より適用される。この壁を越えると、住民税や社会保険料が増える。また、住民税は翌年10月1日より適用される。

第2章 新制度！特定親族特別控除とは？



特定親族特別控除とは？創設の背景を確認



「特定親族特別控除」は、2019年10月1日より適用される新しい税制です。この制度は、特定の親族に対しては、通常の親族特別控除よりも優遇的な控除額を適用するものです。

この制度は、2019年10月1日より適用される新しい税制です。この制度は、特定の親族に対しては、通常の親族特別控除よりも優遇的な控除額を適用するものです。



この制度は、2019年10月1日より適用される新しい税制です。この制度は、特定の親族に対しては、通常の親族特別控除よりも優遇的な控除額を適用するものです。



この制度は、2019年10月1日より適用される新しい税制です。この制度は、特定の親族に対しては、通常の親族特別控除よりも優遇的な控除額を適用するものです。

実施時期

2020年1月1日以後の相続、2020年10月1日以後の贈与、2020年10月1日以後の遺贈に係る相続税・贈与税・遺贈税の課税に適用される。

相続税

2020年1月1日以後の相続に係る相続税の課税に適用される。2020年10月1日以前に死亡した被相続人の相続に係る相続税の課税には適用されない。

贈与税・遺贈税

2020年10月1日以後の贈与、2020年10月1日以後の遺贈に係る贈与税・遺贈税の課税に適用される。2020年9月30日以前に贈与、2020年9月30日以前に遺贈した財産に係る贈与税・遺贈税の課税には適用されない。

特定親族特別控除の適用を受ける要件

2020年1月1日以後の相続、2020年10月1日以後の贈与、2020年10月1日以後の遺贈に係る相続税・贈与税・遺贈税の課税に適用される。

2020年1月1日以後の相続、2020年10月1日以後の贈与、2020年10月1日以後の遺贈に係る相続税・贈与税・遺贈税の課税に適用される。

2020年1月1日以後の相続、2020年10月1日以後の贈与、2020年10月1日以後の遺贈に係る相続税・贈与税・遺贈税の課税に適用される。

2020年1月1日以後の相続、2020年10月1日以後の贈与、2020年10月1日以後の遺贈に係る相続税・贈与税・遺贈税の課税に適用される。



相続税

2020年1月1日以後の相続に係る相続税の課税に適用される。2020年10月1日以前に死亡した被相続人の相続に係る相続税の課税には適用されない。

2020年1月1日以後の相続に係る相続税の課税に適用される。



2020年1月1日以後の相続に係る相続税の課税に適用される。2020年10月1日以前に死亡した被相続人の相続に係る相続税の課税には適用されない。

第3章 所得控除の所得要件の変更

このほか、所得控除の所得要件も変更となりました。次の通りです。

配偶者（特別）控除

扶養控除

障害者控除

ひとり親控除

寡婦控除（離婚）

勤労学生控除

適用時期

勤労学生控除は、平成27年度から適用される。平成26年度以前は、専ら学生として従事する学生に適用されていたが、平成27年度からは、専ら学生として従事する学生に限らず、専ら学生として従事する学生に適用される。平成27年度からは、専ら学生として従事する学生に限らず、専ら学生として従事する学生に適用される。

適用要件

勤労学生控除は、専ら学生として従事する学生に適用される。専ら学生として従事する学生とは、専ら学生として従事する学生に適用される。専ら学生として従事する学生とは、専ら学生として従事する学生に適用される。

適用額

勤労学生控除は、専ら学生として従事する学生に適用される。専ら学生として従事する学生とは、専ら学生として従事する学生に適用される。専ら学生として従事する学生とは、専ら学生として従事する学生に適用される。

適用期間

所得	適用	適用	適用	適用	適用
給与所得	適用	適用	適用	適用	適用
雑所得	適用	適用	適用	適用	適用
不動産所得	適用	適用	適用	適用	適用
事業所得	適用	適用	適用	適用	適用
譲渡所得	適用	適用	適用	適用	適用
雑所得	適用	適用	適用	適用	適用

適用期間

所得	適用	適用	適用	適用	適用
給与所得	適用	適用	適用	適用	適用
雑所得	適用	適用	適用	適用	適用
不動産所得	適用	適用	適用	適用	適用
事業所得	適用	適用	適用	適用	適用
譲渡所得	適用	適用	適用	適用	適用
雑所得	適用	適用	適用	適用	適用

第4章 令和7年分以降でも変わらない点

令和7年度税制改正による変更が多い一方、変わらない点もあります。ここであらためて確認しましょう。

配偶者特別控除の上限は変わらない

所得控除額は変わらない

住民税の非課税給与は「これまでの非課税所得額+65万円」になる

第5章 令和7年分以降、間違いやすいポイント

基礎控除の上乗せは年末調整でも所得制限あり



特定親族特別控除は扶養控除とちがう

特定親族特別控除 (特定親族特別控除)		扶養控除 (扶養控除)
対象者 (対象者)	特定親族 (特定親族)	扶養親族 (扶養親族)
控除額 (控除額)	100万円 (100万円)	38万円 (38万円)
所得制限 (所得制限)	なし (なし)	あり (あり)
適用条件 (適用条件)	特定親族 (特定親族)	扶養親族 (扶養親族)

控除の種類	適用要件	控除額
特定親族特別控除	特定親族であること 一定の所得制限がある	10万円
ひとり親控除	ひとり親であること 一定の所得制限がある	10万円
寡婦控除	寡婦であること 一定の所得制限がある	10万円
障害者控除	障害者であること 一定の所得制限がある	10万円
扶養控除	扶養親族であること 一定の所得制限がある	10万円
基礎控除	すべての納税者	48万円

※ 特定親族特別控除は、令和7年分以降は適用されず、ひとり親控除と寡婦控除に統合される。

特定親族特別控除を受けると、ひとり親控除と寡婦控除はなくなる

特定親族特別控除は、令和7年分以降は適用されず、ひとり親控除と寡婦控除に統合される。この場合、特定親族特別控除を受けると、ひとり親控除と寡婦控除は適用されなくなる。これは、特定親族特別控除が、ひとり親控除と寡婦控除に優先するからである。



第6章 年末調整の実務のポイント

年末調整の流れ



年末調整の必要書類

令和7年以降の年末調整の実務で意識すべきポイント



家族の稼ぎがバイト・パートとは限らない

配偶者や子どもが就労している家族構成がバリエーション豊かであることは確かですが、家族は必ずしも収入を稼いでいるとは限りません。これは当然のことです。このようなケースでの家族は「世帯世帯」ではなく「家族世帯」「世帯世帯」などとも呼ばれます。こうした家族の世帯は次の通りです。

①世帯の世帯主(世帯主) ②世帯の世帯主の妻(世帯主の妻) ③世帯の世帯主(世帯主)

配偶者や世帯主の家族が在宅で働いている可能性もあります。できれば事前にアサシックスを話し、パート・パート以外の収入の額を伝えておくといいと思います。お話を聞いておくといいと思います。

基礎控除の上乗せに注意

世帯主や世帯主の家族が基礎控除の上乗せの控除額は「世帯主控除 20万円以下」に限ります。ただし、世帯主控除で20万円を超えたら、上乗せ額が自動的に減っていきます。

1. 世帯主控除 20万円以下を基礎控除
 2. 世帯主控除 20万円 20万円以下は一律 20万円控除
 3. 20万円以上の基礎控除控除額を減額
- とすると、控除額は減額されていきます。

所得金額調整控除に注意

年末調整では、所得金額調整控除が1つあります。これは世帯主控除 20万円超のとき、20歳未満の家族がいないか、あるいは本人が世帯主にする家族が世帯主であるときに認められる「ササシー」控除(世帯主控除)のことで、最大 10万円が控除されます。





役員・従業員へのアナウンスと対応

① 給与支払額が10万円未満の給与支払者

② 給与支払額が10万円以上の給与支払者（給与支払額が10万円以上の給与支払者）

③ 給与支払額が10万円以上の給与支払者（給与支払額が10万円以上の給与支払者）

④ 給与支払額が10万円以上の給与支払者（給与支払額が10万円以上の給与支払者）

⑤ 給与支払額が10万円以上の給与支払者（給与支払額が10万円以上の給与支払者）

⑥ 給与支払額が10万円以上の給与支払者（給与支払額が10万円以上の給与支払者）

⑦ 給与支払額が10万円以上の給与支払者（給与支払額が10万円以上の給与支払者）

⑧ 給与支払額が10万円以上の給与支払者（給与支払額が10万円以上の給与支払者）

⑨ 給与支払額が10万円以上の給与支払者（給与支払額が10万円以上の給与支払者）

⑩ 給与支払額が10万円以上の給与支払者（給与支払額が10万円以上の給与支払者）

第7章 令和9年分以降の変更点と注意点

おわりに

令和7年分からの年末調整はかなり複雑になりました。戦々恐々としている人もいるかと思います。令和7年分については、まだ「年収103万円の壁」が定着しています。そのため、実はそれほど心配せず配偶者控除や扶養控除を計算して大丈夫なケースも多いように思いますが、基礎控除のチェックがもっとも大変です。上乗せ分もあるため昨年までより一層ややこしくなっています。

「令和7年度税制改正でいったい何が変わったんだっけ」と、まずはこの小冊子を使って確認してください。年末調整に限らず、すべての実務に言えることですが「いつも通りの基本がもっとも大事」です。まずは「いつも通り年末調整をいねいに行う」を心がけ、少しでも不明な点があればすぐに税理士・会計事務所を頼っていただければと思います。なお、本小冊子の内容は令和7年7月15日時点の法令等に基づいております。

